

令和3年度日本大学大学院法務研究科 入学試験
第1期～第3期 [未修者] 小論文
出題趣旨・採点基準

第1期

【設問1】（配点60点）

<出題趣旨>

- ・ 法科大学院の教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読み込むことが必要であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解く基礎的な文章読解力があることが大前提となる。
- ・ 設問1では、消費者及び事業者にとってのデジタル・プラットフォーム利用のメリットにつき240字以内で述べることを求められているが、受験生は、問題文に引用されている長文の報告書のなかからメリットに言及している点はどこかを読み解いて、そのポイント部分を字数内で述べることを求められており、受験生の読解力が試される問題である。
- ・ また、上記意義を制限字数内でまとめるためには、要領よく該当箇所の記載を要約、加筆しつつ文章として繋げることも必要となり、その意味では、文章の要約能力、表現力も試されていると言える。

<採点基準>

消費者及び事業者それぞれについて、以下のメリットに言及されているどうかを評価する。

消費者

- ・ 多数の商品・サービスに関する必要な方法に瞬時に辿り着くことができる。
- ・ デジタル・プラットフォームを通じて取引をすることにより、一部の悪質な事業者との取引を回避することができるという、一定の安全性が保障された取引を享受することができる。

事業者

- ・ 低コストで国内外の市場に参入することが可能となる。
- ・ データを活用することで、売上は少ないニッチ商品を数多く揃える等の戦略を組みながら商品を販売することが可能になる。

その他、文字数の適切性も評価する。

【設問2】（配点100点）

<出題趣旨>

設問2では、デジタル・プラットフォームの弊害または問題について、400字以内で述べることが求められている。

受験生は、問題文に引用されている長文の報告書のなかから弊害または問題について書かれていることを読み取ったうえで、指定字数内で述べることを求められる。本問も受験生の読解力、表現力を試す問題である。

<採点基準>

まずは、以下の弊害または問題に言及できているか否かを評価する。

- ・ データの集積・利活用が更なるサービスの拡充をもたらすという特徴から、デジタル・プラットフォーム参加者は、他のプラットフォームへの切り替えの際に発生する労力や費用を考え、従前のプラットフォームの利用を止めることができなくなりやすい。

- ・ その結果、益々既存のデジタル・プラットフォームがデータ等を独占するようになり、それによりデジタルプラットフォーマーは取引先に対し優越した地位に立ち、取引先に対して取引条件の変更等で不利益を課す場合が出てくる。
 - ・ また、他のデジタル・プラットフォーマーの参入を排除したり、デジタル・プラットフォーマーが提供している商品やサービスと競合する事業者を排除したりする動きも出てくるおそれがある。
 - ・ さらに、消費者においては、デジタル・プラットフォーマーに個人データを提供することが求められるが、この情報の悪用・流出のリスクがある。
- その他文字数の適切性も評価する。

【設問3】（配点 140 点）

<出題趣旨>

デジタルプラットフォームの規制に対して、受験生各自の見解を問う問題である。

設問1及び2について、デジタルプラットフォームに関するメリット及びデメリットは検討済みであり、あとはそれをもとにして、規制に対する各自の見解を加えて論じていくことになる。

<採点基準>

設問1及び2で検討したデジタルプラットフォームのメリット・デメリットを踏まえ、規制を肯定する場合には規制の趣旨及び効用について、規制を否定する場合には規制がもたらす弊害及び規制をしなくてもよい理由について、説得的に論じられているかどうかを評価する。

また、反対説に対する説得的な反論が述べられていればそれも評価する。

その他、文字数の適切性も評価するとともに、論理的一貫性や表現力に優れているものに対してはさらに加点する。

第2期

【設問1】（配点 60 点）

<出題趣旨>

- ・ 法科大学院の教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読み込むことが必要であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解く基礎的な文章読解力があることが大前提となる。
- ・ 設問1では、シェイクスピア作「ヴェニスの商人」の作中に出てくる裁判に関係して、16世紀のヴェニスにおいて、契約書に書かれた文言を厳格に守ることが必要とされていた理由につき160字以内で述べることを求められている。

受験生は、問題文に引用されている文章から筆者が上記について言及している箇所はどこかを読み解いて字数内で述べることを求められており、受験生の読解力が試される問題である。

- ・ また、上記意義を制限字数内でまとめるためには、要領よく該当箇所の記載を要約、加筆しつつ文章として繋げることも必要となり、その意味では、文章の要約能力、表現力も試されていると言える。

<採点基準>

以下の点を挙げられているかどうかを評価する。

- ・ 中世から近世の過渡期におけるヴェネチアは、国際貿易取引を行うことに成り立っていたこと。
- ・ そのような社会で貿易を安心して行うためには、当事者間で合意している内容は文言通り厳格に守られるという予測可能性があることが必要であったこと。

その他文字数の適切性も評価するとともに、論理的一貫性や表現力に優れているものに対してはさらに加点する。

【設問 2】（配点 100 点）

<出題趣旨>

設問 2 では、江川投手との入団契約をめぐって読売球団がドラフト会議の前日である昭和 53 年 11 月 21 日に江川投手と入団契約を締結することが可能と考えた根拠について、400 字以内で述べるのが求められている。

筆者は、その根拠につき野球協約 138 条の「前々日」及び同協約 133 条の「在学」の文言に関する読売球団の解釈を説明しており、受験生はその内容は読み取ったうえで、指定字数内で述べるのが求められる。受験生の読解力、要約能力を試す問題である。

<採点基準>

野球協約 138 条及び同 133 条の条項の内容及びその条項において主として問題となるのが「前々日」（138 条）及び「在学」（133 条）の文言の解釈であることを指摘したうえで、それぞれの文言に関する読売球団の解釈を要約して説明できているかどうかを評価する。

以下の各点ができているか否かを評価する。

- ・ 野球協約 138 条の文言の指摘
- ・ 上記条項への適切なあてはめ
- ・ 野球協約 133 条の文言の指摘
- ・ 上記条項への適切なあてはめ

その他、文字数の適切性も評価するとともに、論理的一貫性や表現力に優れているものに対してはさらに加点する。

【設問 3】（配点 140 点）

<出題の趣旨>

筆者は、引用した文章に続けて、コミッショナーが読売球団の主張を「妥当性を欠く一方的かつ歪曲した解釈」として全面的に否定し、江川投手との入団契約は野球協約に違反するとして提訴を却下する裁定をしたこと、世論は大いにこの裁定を支持し、「名裁定」とたたえたことを紹介している。

但し、本問は、上記の実際にコミッショナーが下した裁定と同じ結論及び同じ理由付けとなることを正解とするものではない。

読売球団の主張に対し、自らが下した「認める」または「認めない」旨の結論について、なぜそのような結論に至ったのかを説得的に論じられるかどうかを試す問題である。

解答にあたっては、読売球団の主張を認める又は認めない理由について、同球団が根拠とする野球協約 138 条及び 133 条にも言及しながら説得的な自説を論じることが必要となり、論理的文章の構成力、表現力も試されることになる。

<採点基準>

以下の各点ができているか否かを評価する。

- ・ 自説について、読売球団の主張を認める立場の場合には野球協約の文言を文字通り解すべきと考える具体的理由を挙げて説得的に論じられているかどうか、認めない立場の場合には、野球協約の条項があるなかで認めないと考える具体的理由を挙げて説得的に論じられているかどうか
 - ・ 反対説について、説得的な反論が出来ているかどうか
- その他、文字数の適切性も評価するとともに、論理的一貫性や表現力に優れているものに対してはさらに加点する。

第3期

【設問1】（配点100点）

<出題趣旨>

- ・ 法科大学院の教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読み込むことが必要であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解く基礎的な文章読解力があることが大前提となる。
- ・ 東洋の社会において一般に抱かれている法についての意識と、西洋における法についての意識とがどのような点で異なると筆者が指摘しているかを400字以内で答えることが求められている。そこで、文章1の中から、東洋の社会において一般に抱かれている法についての意識の説明を抽出するとともに、その説明の反面として、西洋法制が社会で占める役割、西洋における法についての意識がどのようなものであると筆者が考えているかを読み解く必要がある。そうすることによって、東洋の社会において一般に抱かれている法についての意識が西洋における法についての意識と異なることを説明することができる。受験生の読解力が試されるとともに、東洋における法についての意識と西洋における法についての意識という両面を挙げて説明する表現力も試されている問題である。

<採点基準>

日本を含む東洋の社会においては、社会で守るべき最重要な規範は、少なくとも身近な人の間では、法ではなくその間での約束ごとであること、法は、人が社会生活をするに必要な規範としてとらえられておらず、人の社会生活とは別の関係を規律する存在であると位置づけられていること、法によって、ひとが、家族や朋友関係を含めて規律されることはありえないことなどが挙げられているかどうかを評価する。このような意識は、東洋社会の伝統に根ざしていると説明され、隋・唐の法典律令のうち律（刑法）が、支配者が庶民を従わせる関係を規律するにとどまり、それ以外の関係を規律するものではなかったことに由来すると考えられる。このことを指摘しているかどうかを評価する。

これに対し、西洋においては、法は人が社会生活をする上で必要な規範であり、家族等を含めて社会関係一般を規律するものとしてとらえられていることを指摘しているかどうかを評価する。

その他文字数の適切性も評価する。

【設問2】（配点100点）

<出題趣旨>

19世紀ヨーロッパで行われた法典化と同時期に日本で行われた「法典化」とを比較して違いを400字以内で説明することが求められている。そこで、まず、19世紀ヨーロッパで行われた法典化がどのようなものであったかを説明する必要がある。次に、19世紀に日本で行われた「法典化」がどのようなものであったかを説明する必要がある。

<採点基準>

19世紀にヨーロッパで行われた法典化は、それまで存在している社会規範を「書かれた」ものにする（文字に表す）かしないか、どちらがより便宜な方式かの選択の問題であったこと、それまで存在している社会規範とは裁判によって見出された共通法であること、法典化とは、従来の社会規範の内容を一変させることではなかったことが挙げられているかどうかを評価する。これに対し、19世紀に日本で行われた「法典化」とは、ヨーロッパの制度を模範として全く別の新しい法を導入することを意味したこと、当時の日本には、法典化により整理・整頓されるべき元の法がなく、固有の規範体系は、整理されて取り込まれるのではなく、そのまま併存したことが挙げられているかどうかを評価する。

その他文字数の適切性も評価する。

【設問3】（配点100点）

<出題趣旨>

文章3で我が国において一般に抱かれている法についての意識がどのような点で特殊であると指摘されているかを、400字以内で述べることを求められている。そこで、まず、日本においては、法とは何を指すかを指摘する必要がある。この100年間に取り入れた「西洋法制」のことであり、伝統的あるいは日本社会固有の規範はこれには入らないと意識されていることを指摘する。次に、こうして、法とは文字によって表されている西洋起源の規範であるとなると、法を扱うものは西洋について言葉と社会の両面において知らなければならないが、日本と社会については知らなくてもさしたる支障はないということになる。このような意識があることを指摘する必要がある。さらに、日本においては、法典において文字で表されているものに法現象が尽きていると考える傾向があることを指摘する必要がある。

<採点基準>

まず、日本において、法とは、この100年間に取り入れた「西洋法制」のことであり、伝統的あるいは日本社会固有の規範はこれには入らないこと、法と法学は必ずしも一般的規範ないしそれについての学問ではなく、真の社会規範ないしその学問は、法ないし法学とは別のものとして意識されていること、法を扱うものは、特異な存在を脱しきれず、社会における影響力は限定されていることが挙げられているかどうかを評価する。次に、法とは、文字によって表されている西洋起源の規範であり、文字は、もとはヨーロッパの言語であるから、法を扱うものは、西洋について言葉と社会の両面において知らなければならないが、日本と社会については知らなくてもさしたる支障はないことが挙げられているかどうかを評価する。さらに、法典は、基本原理を示しつつ、包括的に事象を規定しているが、それで法現象が尽きていると考えるのは、法典の本旨からして誤りであること、コモンローに慣れたところでは、書かれたものだけで論ずるという態度を採らないこと、我が国では、こうしたことについての認識が乏しいこと（法典において文字で表されているものに尽きると考える傾向があること）が挙げられているかどうかを評価する。

その他文字数の適切性も評価する。